

株式会社ジェイアール西日本マルニックス 一般事業主行動計画

従業員が安心して仕事と子育ての両立ができる働きやすい環境をつくることにより、全従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 37 年 3 月 31 日

2. 内 容

(目標 1) 育児休業法の制度を上回る休業制度の実施

対策 育児休業期間を子が満 1 歳 6 ヶ月に達する日までを限度とし、社内報や社内イントラネット等で周知活動・啓発活動を実施する。

(目標 2) 年次有給休暇の取得を推進する

対策 働き方の見直し等により、長時間労働を抑制し、有給休暇の計画的付与により、取得を促進する。

(目標 3) メンタルヘルス対策の推進

対策 従業員への社内誌等によるメンタルヘルス相談窓口の周知活動・啓発活動を実施し、メンタルヘルスカウンセリングを推進し、休業の発生を抑制する。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

[株式会社ジェイアール西日本マルニックス]

女性の活躍を推進し、全従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

2. 数値目標及び取組内容（実施時期：令和3年4月～）

【目標①】 新卒社員及び社員登用において、女性労働者の割合を50%にする。

（取組内容） 女性からの応募数を増やすため、採用ページなどで女性活躍、女性の働
きやすさをアピールする

【目標②】 男女ともに育児休業取得率を100%にする。

（取組内容） 社内報や社内イントラネット等で周知活動・啓発活動を実施する。